

翻訳

フィリップ・サニヤック著

「フランス革命における民事立法」(38)

フランス近代法研究会

「国家の最優先すべきことは、仕事を必要とする働き手と

働き手と必要とする土地である」⁽¹⁾。「貧者の生存に配慮するこ

とは、富者の所有権を維持するという目的に比して、国家の

存立にとつても重要と言えなくはない」⁽²⁾。貧者が土地所有者

になることが必要であり、乞食を根絶し、仕事のない労働者

すべてに仕事を与えなければならぬ」⁽³⁾。勤勉で役に立つ人

間が、国家の全域においてその生存に不安を感じるこのこと

のように「しなければならぬ」⁽³⁾。それ故、次のことは良き

政治ではないだろうか。各県の意見に基づき、不毛な土地や

湿地の一部を、正直で貧しい家族に無償で分配することや、

さらに一年間生きていけるだけの物資を提供したり、彼らの

住居として必要な建物を与えることにより、彼らがそこに定

着するよう援助することである」⁽⁴⁾。

小農地を創設し、自らの土地の耕作者を増やすことを容易

にしなければならぬ。大土地経営とともに、小土地経営も

存在する必要がある。すなわち、「自然は、多くの樅、灌木、

植物を生みだしているのではない」⁽⁵⁾。乞食行為対策委員会

と農業組合（王立農業組合）を支配していたのは、博愛の思

いであり、また同時に危険に対する意識であった。というの

は、大都市に仕事のない多数の労働者の集団をさらに長期に

わたって放置しておくことによつて生ずる危険があったから

だ。

しかし、国民議会は、貧窮者に対して社会がなすべきこと

は、土地よりもまずは仕事であると考え、この提言と請願に

は耳を傾けなかった。議会は、農民階級には、かなりのことをしてやったと考えた。そして、おそらく、五月一四日のデクレに議会が忠実にあろうとすれば、議會被議することしかできなかったはずだ。しかし、「小土地所有者にとつて朗報となる小所有の増加のため有利な土地政策は長くは続かなかつた。

二二つの大きな思想の流れが、彼らの間で格闘していた。すなわち、一方では、博愛の情が、農村の悲惨、乞食や飢饉により、ラ・ロシェフーコー⁽¹⁾リヤンクルの慈善に富んだ魂の中に呼び起こされる。もう一方には、徴税請負人の固定した考え方があり、彼らは税の必要性と国家の利益しか眼中になかった。そして、厳格な原理に従う重農主義者は、富に關する新しい学問の名によつて、大農場の方が小農場よりも生産的であり、土地の極端な分割は、社会にとつて有害とされるであろうと宣言した。

一七九〇年からは、何人もの議員が、五月一四日のデクレに立ち返るように求め、(買受代金の)支払のためにより短い期間を定める提案をした。ラ・ロシェフーコー、情にもろ

い友愛主義者は、これらの修正案に抗議した。「わが同僚よ。最も生活の苦しい市民らに対し、(これらの者が)所有者になるためにあなた方が提供した方法を保全しておいてくれませんか。そうすれば、これらの国有財産の代価を少しでも早く回収しようという願いにたつられて、この大いなる政治的目的を犠牲にしないで済むのです」と彼は言つた。⁽⁶⁾六月二五日、二六日、二九日および七月九日のデクレは、五月一四日のデクレになんらの変更を加えなかつた。しかし、五月一四日のデクレを修正しようとする諸提案は、国民議會やクラブの中で日を追うごとに増えてゆく。(しかし)憲法友の会では、ドゥ・ポルヴェルがこう述べた。「弁済期にある二〇億リールの債務を負担し、自らの財産を売却する以外にはその債務を支払う手段をもたない国家」は、「その取得者に対し、売買代金の弁済のために一五年後の支払期限を与えることはできないのである」⁽⁷⁾。

国民議會において、パントヴィル⁽⁸⁾セルノンは、次のように主張した。国家財政の解放(債務の弁済)は、ほとんど論議されていないが、これこそが本質的な目的である。すなわち「すべての財政上の操作の大きな誤りは、この解放を原則、

とくに手段と考えねばならぬものであるにもかかわらず、これを結果、あるいは単なる効果とみなしている点から生じているのだ⁽⁸⁾。他の議員たちは、(国家に対する)債権証書あるいはアッシニア紙幣に正貨(金銀)に対する優先権を付与することを提案した。一方、ラ・ロシュフーコーは、これまでと変わらず、小土地所有者の立場を守ることを主張した。九月一〇日、譲渡委員会の名で、彼は国家の債権者に対して、何人かの議員が付与しようとした特権を拒絶した。「なぜなら、それは農村の住民にとって不利益となるからである。また、国民議會は、つねに彼らが土地所有者になるように後押しすることを望み、またそうしなければならぬ。また、農民たちは通貨が額面通りの価値を持たないことをほとんど理解しないであろう⁽⁹⁾。

ラ・ロシュフーコーにとっては、パントヴィルセルソンの意見とは反対に、国有財産の譲渡は、国家の債務の消滅ではなく、最大多数の土地所有者の間で土地を分割することを本質的な目的とした。「この売却が迅速に行われるほど、おそらく農民の負担軽減もより早く実感されるであろう。しかし、この理由がいかに急を要すとはいえ、そのために他のも

のを犠牲にしなければならないとは諸君は考えもしなかったであろう」と、ラ・ロシュフーコーは議員を前に語った⁽¹⁰⁾。そして、彼は五月のデクレを遵守することを切に望んだ。しかし、彼は、人心のなかでここ数ヶ月以来起こっている変化を考慮せざるを得なかった。彼が財政委員会および譲渡委員会の名においてなした提言は、彼自身の欲求に応えてはならず、彼が開陳した全体としての考察とは全く調和するものではなかった。

十二年の年賦による支払いの恩恵を受けることができるのは、一七九一年五月一五日以前に土地を取得した者のみということになる。これより後に土地を取得するものは、四年半で全額を支払い、なおかつ初年次に価格の五分の二を支払わなければならない。委員会は、完全な逆行となるのを避けるために妥協案を示した。議會は、これに必ずしも満足したわけではなかった。それどころかはその後に後退することになる⁽¹¹⁾。一七九〇年十一月三日の議會が発したデクレにより、売却案件はすっかり変えられてしまった。もはや、これまでのように土地財産の分割を助長することをやめた。「定額小作地もしくは分益小作地の同一のまとまり中に含まれる、あるいは

同一の個人が耕作する物件の全体が、単一の土地区画の評価または見積の対象となる⁽¹²⁾。定額小作地であれ分益小作地であれ、その広さは問わない。また、この規則は「一般的であり絶対的かつ厳密に」適用される。

一部の競落人は、彼らの間で目的物と代金を再分配する。彼らは、ある者には安価で価値のある財産を割り当て、そして支払不能者には法外な価格で価値のないものを割り当てた。国家はこのような方式をやめさせようとして、まとまった物件の競落人を優遇した。おまけに、国家は、五月一四日のデクレによって確立した支払方法をさらに容易にした。農業用の土地については、もはや十二年ではなく四年半で債務を完済しなければならず、取得者は、競売中に価格の百分の十二ではなく百分の二〇を支払わなければならない⁽¹³⁾。これ以外の財産については、二年と一〇ヶ月で完済しなければならない⁽¹⁴⁾。古いデクレの有利な条件は、一七九一年五月一日までしか、援用することができなくなるのである⁽¹⁵⁾。

本稿の翻訳にあたっては、野田良之『フランス法概論』上巻（有斐閣、一九六〇年）、J・ゴデシヨ（瓜生洋一他訳）

『フランス革命年代記』（日本評論社、一六八九年）、*Grand Dictionnaire universel du XIXe siècle*, Paris, Petit Robert II SML Robert 1980. *Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse*.
を参照した。

また、訳文中（ ）を付したものは、訳者が適宜補ったものである。さらに、改行についても必ずしも原文通りではなく、これも、訳者が適宜行ったものである。

原注

- (1) ボンセール、*De la nécessité et des moyens d'occuper avantageusement tous les gros ouvriers*, 1789, réimpr. 1790. ADXVIII c.t.155 (pièce15).
- (2) 農業組合記録簿の抄本。シャロスト公爵、ボンセールおよびヌーにより一七九〇年五月二七日になされた報告。同上書 pièce 8° (以上、原書一七一頁3・4)
- (3) 総合病院で働く見習いの監督、ランベールによる cahier des pauvres 四頁。ADXVIII c.t.155.
- (4) ボンセール、前掲三二頁。
- (5) 「農業協会に対する一七九〇年五月二七日の報告」五、六、八頁。(以上、原書一七二頁1・2・3)

(6) 前掲引用報告。タレイランの議論を参照。国有財産の売却には、本質的な目的として国家の（債務からの）解放がある。「債務者の（責任）財産は、その債権者に供されている。・・・債権者らは、国有財産を売却するときには、自己の債権額に應じ、債務者の財産の価値の一部を請求する権利を有している。」そうすれば、田園は、裕福な農民で満たされるであらう。タレイランは小土地所有者の増加については語っていない（モントゥール、IV、六三三頁）。

(7) ドゥ・ポルヴェル氏の意見。一七九〇年六月二五日。La Société des Jacobins (recueil de documents par Aulard, 1889, in-8), Aulard, t. I, p.171. 彼は期限を一五年と言うが、これは誇張である。デクレでは二二年となっている。

(8) パントヴィルセルノン。Observations sur la vente des biens nationaux. ADXVIII c.t.18, pièce 26. (以下、原書一七三頁1・2・3)

(9) 一七九〇年九月一〇日の報告（十一頁）。ADXVIII c.t.18.

(10) 一七九〇年十一月、財政委員会および譲渡委員会の名においてなした報告。ADXVIII c.t.18, pièce 32, p.4. 「国有地の売却は、国家がその重さに耐えかねて悲鳴をあげている巨大な債務から国家を解放するために必要である。ただし、諸君は、弁済すべき債務がなくても、国有地の譲渡をなおも命じたであらう。なぜなら、個人所有権として分割することは、より多くの利益を生み出し、多くの市民を所有者の地位に就けることになるからである」。

(11) 「(一) 議会は、ラ・ロシュフーコーが設定しなかつた農村の土地（四年半）とそれ以外の土地（二年一〇ヵ月）の区別をした。

「フランス革命における民事立法」(38)

(二) 議会は、ラ・ロシュフーコーが主張した、大区画の土地の細分化を行おうとはしなかつた。(以上、原書一七四頁1・2・3)

(12) 一七九〇年十一月三日―一七日のデクレ第一四條。

(13) 前掲第三條。

(14) 前掲第四條。

(15) 前掲第二條。(以上、原書一七五頁1・2・3・4)

(代表) 白石裕子、会員 今村与一、江藤价泰、貴田晃、森田悦史(五十音順)